

障害児通所支援事業 ご利用の手引き

障害児通所支援事業とは

法律や規則などで定められたものは表記を「障害」にしています。

発達に心配があり支援の必要性が認められる児童を対象とした児童福祉法に基づく福祉サービスです。

児童発達支援	支援が必要な主に未就学の児童を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している支援が必要な児童を対象とし、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	支援が必要な児童が集団生活を営む施設（認定こども園や幼稚園、学校など）を訪問し、児童本人に対して、集団生活に適應するための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。 ※利用には障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須

対象となる児童

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を有する又は特別児童扶養手当等を受給している児童
- ・ 上記以外で、何らかの障害が想定され、支援の必要性が認められる児童
※「支援が必要であることを客観的に確認できる書類（※詳細はお問合せください）」の提出が必要です。

利用者負担額

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の一割（1回あたり1,000円～2,500円程度）です。お子さんに必要な支援の内容により負担額は異なります。一月あたりの負担額は世帯^{※1}の所得に応じた負担上限月額までです。事業所によっては、別途おやつ代や昼食代等の実費負担額がかかる場合があります。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯	児童の保護者の収入の年収が80万円以下	0円
一般1	市民税課税世帯	市民税所得割額 ^{※2} が28万円未満	4,600円
一般2		市民税所得割額 が28万円以上	37,200円

※1 世帯は、原則として住民基本台帳の世帯です。同一世帯員には、サービスを利用する児童の保護者が単身赴任等で別世帯である場合も含まれます。

※2 市民税所得割額は、支給期間の初月が①7～翌年3月の場合：当該年度、②4～6月の場合：前年度のものを確認します。住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額を用います。

幼児教育・保育の無償化	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児通所支援等の利用者負担額が無償化されます。認定こども園・幼稚園等と併用する場合は、両方とも無償化の対象です。
多子軽減措置	小学校就学前の児童が2人以上いる世帯では、利用者負担額が軽減される場合があります。条件により所得制限があります。
高額障害児通所給付費	補装具作成など他の障害福祉サービスを併用した際に世帯で支払った利用者負担額の合計が基準額（37,200円）を超えた場合には、保護者からの申請により負担額の一部を還付する制度があります。

障害児通所支援の利用の流れ

- ・障害児通所支援の各サービスは、お子さんの成長を支えることを目的としています。お子さんの年齢・体力、生活リズムに合わせた利用としてください。
- ・学習塾や習い事、預かり事業とは異なりますので、利用日数は、お子さんの支援に必要な分だけを国が定める事務処理要領に基づいて支給決定します。あらかじめご承知おきください。

相談・見学

障害児相談支援事業所などに相談し、障害児通所支援事業所の支援内容の確認や事業所見学を行きましょう。

※就学前のお子さんの場合、支援の必要性を客観的に把握していただくため、「申請書」を提出する前に外部の相談機関をご案内する場合があります。

必要書類の提出

千歳市在住の方は、市窓口で「障害児通所給付費等支給申請書」などの申請書類と「障害児支援利用計画案」（又は「セルフプラン」）を提出してください。障害者手帳など「支援が必要であることが客観的に確認できる書類」を併せて提出していただきます。

調査（面接又は電話）

国が定める事務処理要領に基づき、お子さんの心身の状況や家庭環境などの勘案事項、利用に関する意向等について面接等により調査を行います。

支給決定・受給者証の交付

国が定める事務処理要領に基づき、申請書等や調査内容、「障害児支援利用計画案」（又は「セルフプラン」）の内容を確認した上で、支給の要否及び必要な利用日数、支給決定期間などを決定します。支給要と決定した場合には、「通所受給者証」をお渡しします。（※「通所受給者証」は、障害者手帳ではありません。）

事業所との契約・サービス利用

「通所受給者証」を持参して、障害児通所支援事業所と契約等の手続きをしてください。必ず、契約書及び重要事項説明書の説明を受けましょう。

複数の事業所に通所する場合

負担上限月額4,600円の場合、上限額を超えて利用者負担額を支払うことのないよう、利用先事業所に上限額管理を依頼する必要があります。（※37,200円の場合でも支給決定内容によっては、上限額管理が必要となる場合があります。）

- ・原則として、最も多く利用する事業所に利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を記入してもらい、市窓口へ提出してください。

※千歳市児童発達支援センターの「児童発達支援」利用者に限り、千歳市児童発達支援センターが上限額管理を行います。

障害児相談支援事業所とは

- ・相談支援専門員が、お子さんや保護者の困りごと、心配なことについて一緒に考え、お子さんの成長や社会に出てからの生活などの総合的な相談や利用可能な福祉サービスについての情報提供などを行います。
- ・障害児通所支援事業を利用する際には、「障害児支援利用計画案」を作成し、定期的に利用状況のモニタリングを行います。

障害児通所支援事業の制度全般に関するお問い合わせ

千歳市 こども福祉部 児童発達支援センター 通所給付係

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター2階

電話：0123-24-3131（内線642） FAX：0123-27-1113

受付：平日 午前9時～午後5時



2024年3月作成

こどもの発達と支援の記録ファイル

「こどもの発達と支援の記録ファイル」とは？

お子さんの育ちや学び、支援に関わる様々な情報や記録を記入し、綴ることで、お子さんの成長や支援の記録を一つにまとめることができるツールです。

注意事項

- ・ファイルは、保護者の方が記録し、ご家庭で保管してください。
- ・ファイルの内容は、個人情報を多く含みますので、大切に取り扱いましょう。

こんなとき、ファイルが役立ちます！

こどもの成長の記録がほしい。

- ・ファイルは、お子さんオリジナルの「成長の記録」です。自由記載ページに成長の思い出を綴ったり、写真や作品を貼ってみるなど、楽しみながら作ってみてください。

相談のたびに同じ話をするのが大変。昔のことを聞かれても思い出せない。

- ・行政や園、学校、医療機関、発達を支援する相談機関や事業所などを利用する時に、ファイルをあらかじめ作成し、情報を整理しておくことで、お子さんの状況が伝えやすくなり、関係機関でその都度説明することの負担軽減につながります。

クラスや事業所が変わるたびに支援が途切れてしまう。

- ・園や学校、事業所などからもらった支援計画などをファイルにまとめ、ファイルを見ながら話したり、必要なページのコピーを渡したりして活用することで、これまでの支援経過が支援者側に伝わりやすくなり、複数の機関が関係していても、支援の手立てを共有することができます。
- ・ご家族と支援者の間でお子さんに対する共通理解が進むことで、お子さんの毎日の生活がしやすくなり、安心して楽しく過ごすことができます。
- ・お子さんが入園、入学、進学、就労など、新たなライフステージに進んだ時にも、これまでの経過を基に適切で途切れのない支援へとつなぐことができます。

ファイルの使い方

書きやすいところから記入しましょう

- ・ 基本情報や、子育ての記録として残しておきたいところ、支援者に見せるときに知っておいてほしいところ、整理しておくで説明しやすいところなどを優先して記入していきましょう（すべての項目を記入する必要はありません）。
- ・ 状況に応じて、書き方を支援者と相談したりしながら、記入してみましょう。

様式は千歳市ホームページからダウンロードでき、記載例もありますので、記入の仕方に迷ったら確認してみてください。

<p style="text-align: center;">市ホームページ URL</p> <p>https://www.city.chitose.lg.jp/docs/36902.html</p>	<p style="text-align: center;">QR コード</p> 
--	--

また、インターネットが活用できない場合は、千歳市子ども福祉部児童発達支援センターで直接お渡しすることもできます

積極的に活用しましょう

- ・ 関係機関（園や学校、医療機関、発達を支援する相談機関や事業所など）と話をするときには、「こどもの発達と支援の記録ファイル」を積極的に活用し、ファイルを見ながら話したり、コピーを渡したりしましょう。

必要な情報を追加し、定期的に見直しましょう

- ・ 関係機関（園や学校、医療機関、発達を支援する相談機関や事業所など）から「お子さんの育ちや支援に関わる資料」をもらったら、忘れずにファイルに綴りましょう。
- ・ お子さんの成長に合わせて、内容を見直しましょう。（できれば毎年、同じ時期に）

お問合せ：千歳市子ども福祉部児童発達支援センター 電話：0123-24-0348

千歳市内の障害児通所支援事業所

事業所名	住所	TEL	FAX	事業者名	開所日	備考
1 千歳市児童発達支援センター	〒066-8686千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター2階	24-0348	27-1113	千歳市	H24.4.1 (R2.4.1種別変更)	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
2 ブン・ブン・ブン・ハウス (就学前・小学生)	〒066-0041千歳市清水町4丁目8番1号 シェルビル	26-8188	26-8188	株式会社ワーク	H25.4.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
	〒066-0041千歳市清水町4丁目8番1号 シェルビル	25-5061	25-5062	株式会社ワーク	H28.11.1	放課後等デイサービス
3 ばすてる	〒066-0033千歳市北光6丁目4番10号	27-2131	27-2132	社会福祉法人 千歳いずみ学園	H27.11.9	児童発達支援 放課後等デイサービス
4 ちとせ療育教室 はる	〒066-0034千歳市富丘1丁目31番6号	29-5612	29-5613	合同会社C.HALL	H28.7.1	放課後等デイサービス
5 ちとせ児童発達支援センターはる	〒066-0034千歳市富丘1丁目31番16号				R2.4.1 (R7.6.1種別変更)	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
6 ラブアリス千歳桜木	〒066-0071千歳市桜木3丁目1番1号	23-0081	23-0088	株式会社ラウレア	H28.11.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
7 児童デイサービス 十彩(といろ)	〒066-0066千歳市大和1丁目7番5号	25-9170	25-9180	株式会社十彩	H29.3.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
8 すてっぴちとせ	〒066-0038千歳市信濃3丁目20番2号	25-6669	25-6638	株式会社LINQ	H29.4.28	児童発達支援 放課後等デイサービス
9 児童デイサービスみどり台	〒066-0083千歳市みどり台北1丁目3番5号	23-7610	23-7611	NPO法人フェアリー	H29.6.15	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
10 第二ちとせくらぶ	〒066-0083千歳市みどり台北1丁目7番1号	29-3700	29-3880	株式会社椿の会	H30.7.23	児童発達支援 放課後等デイサービス
11 ラブアリス千歳桜木別館	〒066-0071千歳市桜木2丁目10番11号	25-6010	25-6210	株式会社ラウレア	H31.1.10	児童発達支援 放課後等デイサービス
12 デイジーハウス	〒066-0067千歳市桂木3丁目9番28号	42-8787	42-8787	株式会社 キッズハウスオハナ	R1.12.16 (R7.6.1種別変更)	児童発達支援 放課後等デイサービス
13 にじいろひろば ちとせ	〒066-0034千歳市富丘4丁目32番1号	25-6609	25-6653	株式会社結	R2.4.10	児童発達支援 放課後等デイサービス
14 BLANKET(ブランケット)	〒066-0078千歳市勇舞8丁目6番12号 ゆうまいタウンプラザC棟	21-8452	21-8030	Y'S BASE合同会社	R2.5.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
15 ONE SMILE(ワンスマイル) 千歳店	〒066-0064千歳市錦町1丁目7番3号 あざみ千歳ビル1階	25-5011	25-5011	株式会社ShiIN	R2.8.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
16 SQUARE(スクエア)	〒066-0033千歳市北光4丁目3番9号	25-9430	25-9431	株式会社LINQ	R3.4.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
17 RASA(ラサ)	〒066-0037千歳市新富1丁目23-5	29-6370	25-8779	株式会社 Sayang	R3.7.24	放課後等デイサービス
18 こどもプラス 千歳教室	〒066-0031千歳市長都駅前1丁目6番1号	29-5681	29-5682	株式会社 北央商事	R3.11.1	児童発達支援 放課後等デイサービス
19 ここち	〒066-0027千歳市未広5丁目8-1 アルファテラス1階 右側	080-4584-9989	29-3880	株式会社 椿の会	R4.5.26	児童発達支援 放課後等デイサービス
20 ほーむアスト	〒066-0027千歳市未広5丁目7番13号	29-7447	29-7447	有限会社 レイロ	R4.12.18	児童発達支援 放課後等デイサービス
21 chou chou(シュシュ)千歳	〒066-0017千歳市日の出1丁目1番49-2号	26-7500	26-7500	株式会社 森地商店	R5.4.1	児童発達支援
22 Leiday(レイデイ)	〒066-0072 千歳市自由ヶ丘5丁目2-4	25-8285	25-8285	株式会社 キッズハウスオハナ	R5.12.18	放課後等デイサービス
23 Ailes(えーる)	〒066-0043 千歳市朝日町4丁目36番1号1階	21-8463	21-8464	株式会社 NOYAU	R6.4.1	児童発達支援 放課後等デイサービス

千歳市内の障害児相談支援事業所

事業所名	住所	電話番号	FAX	事業者名	開所日	備考
千歳市障がい者総合支援センターChip	〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地1 千歳市しあわせサポートセンター内	27-2210	27-0050	(市委託事業受託者) 合同会社 ハレルモ (株)ミナモト	H24.4.1	計画作成は行わない
千歳市子ども相談支援室あーち	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター3階	24-0130	27-1113	千歳市	H25.1.1	
計画相談 つむぎ	〒066-0067 千歳市桂木1丁目1番9号	21-8684	21-8713	(株)やさしい介護	R3.10.20	
計画相談 青空	〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地1 千歳市しあわせサポートセンター内	38-3330	27-9565	合同会社ハレルモ	R4.2.1	R6.5.1住所変更
千歳市障がい者相談支援センターゆうしんかん	〒066-0032 千歳市北陽4丁目11番8号	42-3058	42-3056	(株)ミナモト	R4.3.1	R5.9.1移転開設
相談支援事業所 らいと	〒066-0081 千歳市清流2丁目4番4号	29-4783	42-6235	(社)福いずみ学園	R5.10.1	
子ども発達相談室はる	〒066-0034 千歳市富丘1丁目31番6号	29-4535	29-4711	合同会社C.HALL	R6.4.1	対象:就学前のみ

就学前のこどもの発達相談

事業所名	住所	電話番号	FAX	事業者名	開所日	備考
千歳市子ども発達相談室 はぐ	〒066-8686千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター3階	24-0353	27-1113	千歳市	H25.1.1	

障害児通所支援等の制度全般に関するお問い合わせ

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター2階

千歳市子ども福祉部児童発達支援センター通所給付係 電話:24-3131(内線642) ファックス:27-1113 メール:ryoiku@city.chitose.lg.jp